

従業員の皆さまへ **【年末調整】**に関する重要なお案内

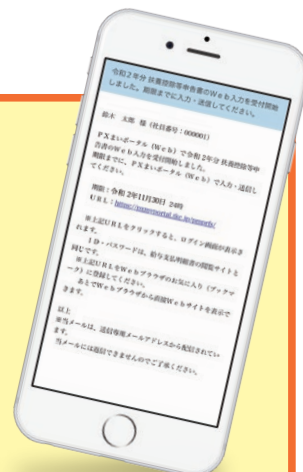
申告書の提出に関するご案内



毎年紙で提出いただいていた申告書を
今年から **Web**(パソコン・スマートフォン)で
提出いただきます。

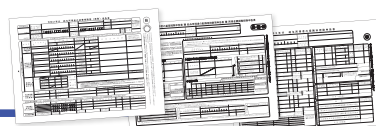
- 1 年末調整の申告書を入力する
専用のWebサイトをメールでご連絡します。
- 2 メールを受け取ったら、パソコンやスマートフォンから
Webサイトにアクセスし、期限内に入力してください。

> 操作に不安がある方は、紙で提出することも可能です。ご相談ください。



年末調整の申告書とは？

- 皆さんが支払っている税金(所得税)は、皆さんが扶養している家族の人数や加入している生命保険、地震保険などの保険料等に応じて、控除を受けることができます。
- その控除を受けるために必要な書類がこれらの申告書です。控除額は、年に1回、年末調整という手続きで計算して、税金(所得税)が還付(場合によっては徴収)されます。
- この計算を、皆さんから提出いただく申告書に基づいて行うため、期限までに必ず提出してください。



■ 申告書提出に関するご注意

保険料控除申告書

保険料控除

生命保険料控除

保険契約の件数: 2 件
控除額: 40,000 円

② 控除対象の保険料の範囲

保険契約等の追加・修正

地震保険料控除

保険契約の件数: 1 件
控除額: 50,000 円

② 控除対象の保険料の範囲

保険契約等の追加・修正

社会保険料控除
(国民年金(基金)等)

保険契約の件数: 1 件
控除額: 121,200 円

入力手順はWebサイトから
動画で確認できます!



扶養控除等申告書

給与所得者のほぼ全員が提出します。扶養家族等の情報を正確に把握するために、提出いただきます。もし、扶養家族が増えた場合は、増えたご家族の情報と共に、マイナンバーを入力してください。



保険料控除申告書

保険会社から送付される証明書の提出が必要です。証明書は、申告書データの入力・提出後、一般的には書面で提出します。Web画面から証明書の提出用紙(台紙)を印刷できます。

NEW

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

従来からある「配偶者控除等申告書」に、新たに「基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」が追加されました。これら3つの申告書は、1つにまとめられています。

基礎控除申告書

給与所得者のほぼ全員(年間の給与総額が2,000万円以下の人)が提出します。本人の「所得の見積額」の記載がないと、基礎控除額を計算できないため、忘れずに入力してください。

配偶者控除等申告書

配偶者がいる人で、配偶者控除または配偶者特別控除を受ける人が提出します。本人および配偶者の「所得の見積額」の記載がないと、配偶者控除額・配偶者特別控除額を計算できないため、忘れずに入力してください。

所得金額調整控除申告書

給与等の収入金額が850万円超の人で、下記の要件のいずれかに該当する人が提出します。

- ① 本人が特別障害者
- ② 同一生計配偶者が特別障害者
- ③ 扶養親族が特別障害者
- ④ 扶養親族が年齢23歳未満

株式会社TKC

〒162-8585 東京都新宿区堀場町2-1 軽子坂MNビル5F

TEL: 03-3235-5511

URL: <https://www.tkc.jp/>

TKC

検索

©TKC2020 無断転載・複製・複写を禁じます。



2020.10